源氏物語系圖

源氏物語系圖

大上天皇

桐壺の巻より御位まさしくなりたる
葵巻より御位を東宮へゆづりたる世話
桐壺の巻門より梅奏より崩御霜月一日二
日御葬

前坊 内子奥よあり

御院の内ゝ〻〻〻と葵巻より

桃園式部卿宮

藤裏葉より世話中勢の文〻〻〻〻〻

桐壺帝院 母

梅壺より賀茂の〻〻〻より雲居雁巻より

文のれ腹てうしゐゆりねうせ給ふ桃薗を文
よゆゑの女めと文とあひ思を給ふ乳母を
れ髪ゆう源氏よんゆうてやこのひ〜人也

梅改小方

あ御の女ゆうれ〜の女三文源氏乃ちうとめ
文雪のゆ〜のうて梅改うせ給て後よれて
ゆうて故乃うう〜そうれうめ

女五宮

朔部の式院と桃薗をよひくあひどこせる
給て中納部の君よ式院のうり者の源内侍乃を
ゆ乃ちりハ此文ようひる

朱雀院

母こき殿のゆ〜こさいの文二源太政大臣の女

桐壺の君よ東文よるうち養の君をゆうりと
うゆ〜く伝よつこうふ方をつくしの君り位を
東文よゆうりてゆうるゆ世給ゆ業君うり
れ髪ゆう〜西山のれ寺ようりもゆ世給

六源院

母桐壺文衣按察大納言女

桐壺の君よ生給三歳ゆ〜れ着袴四年の秋
母れ奥而ゆ〜ゆれ給六ゆ〜母うこの坊〜小の方
よゆれ給七ゆ〜れ文うゆ年源氏乃姓を
給りて人よりり給十二ゆて元服源氏殿の元ひさ
その取引入給氏の方にゆで給元儀桐壺の君をむ
第末の君よ近衛中将紀衆賀人君よ四三位れ賀の華乃
貴ゆ〜ゆ〜 回巻よ宰相ゆり養の君をよ東文大
のうう

ねと安西様者うり内侍のゝ乃君の事学て
法ゝの者乃三月より拾列法ゝの浦へ拾
次の年乃三月より播ゝ國の石の浦へうまうひ拾
又の年の秋れ門の出義よりうくやうくうれのひ
て祖ゝく事の位よりあゝたまり数のゆけ大納言よ
如給分とにくゝのゝ者より内大臣より如給藤宣の者より
牛車とゆるして文中とゝく入ゝふし女の者より殿
大臣同者より忠仁公の例めく准三后の宣旨を
下ゝう帝の護持僧のゝゝうせまりゝゝ紙
興食て茶のうゝゝの者よりたゝのれとあゝと
めくたふゝひくゝ者ゝ上皇の者位よりのゝゝ人
て院よりうゝ如給りゝふゝ法院ゝ戒 光

それ給り 白兵部ゝの者よりゝゝり文忠ゝ
ゝ人のつをゝそゝりゝゝ

蛍兵部卿宮 れゝ者奥よりゝゝ

えゝ仲の文ゝゝゝ女の者より紫薇院より行幸の
時兵ゝゝ位てむゝゝの内侍乃ゝの君ゝ心
とにくゝゝ人ゝ梅の者より女給りゝゝゝ

兼香殿四宮

紅梅の賀乃者より童ゝて社風示舞給ゝ人
也そのくちゝ学ゝゝ

仲宮

蛍の者より六條院の馬場の御ゝゝゝゝ人
乃のをゝれゝ日蛍の行幸ゝをつひ拾りてえ

え給し人絵合のまきはじまりし人〳〵

冷泉院

紅葉の賀のまき正月に生れ給ふ葵のまきに春宮に立給ふ澪標のまきにて御元服 二月御歳十一 同まきにゆづりをえて位につき給ふ若菜のまきに位を春宮にゆづりておりさせ給 在位十八年 橋姫に十のみこといへり

一宮 母弘徽殿のかくの女御竹河に生給

女一宮 母こき殿女御故致仕太臣女一宮よりハ姉

女二宮 母一宮におなじ竹河に生給是も一宮よりハ姉

宇治宮 母大臣女世の中もうつりかはりてさうさう海なり

おそろしのきらうと弘徽殿の后冷泉院の御母后のみかりとかまへ給ひしり源氏の世となりてそうさう海の比なりひとりかうりもりいとむかしかやうしきせう給ふ京の御家やけては橋姫の巻に宇治にうつりすみ給ふ椎が本の巻にうせ給ふしぞくの文とも中宮八の宮也

宇治大姫君 母北の方大臣女

ちゝうせ給て後かをるの君ねんごろにいひ給ひし総角のまきにおもひわづらひうせ給上まき(アゲマキ)の大姫君とも

中君 母同じ

よまきに匂兵部卿にあひて早蕨に二条院にむかへられ給ふうきふねの中君とも

ゆかりある中君とも

手習三君

母中将君前ハ宮のおもひ人 今ハ常陸守の北方

母君陸奥国守よしそへて後此君をもお
くしられし任のくたりかへりしゝ又
常陸守になりしゆへ此君をうち
あつまの年へてのほり来て若君のありて
中君のもとへかくしおかれしかとも匂宮
あなかちに書のひ人の御ゆかりの北方に
なりて東屋の君とも宇治よりもとむ
世移し移り浮舟の君と右近部の宮の川
こられいそうしうりせときわめしく身を
投てし後横川僧都のいもうと乃尼にやし
なされて小野といふ所にかくれありて東屋
の君とも浮舟の君とも

蜻蛉式部卿宮

蜻蛉の君とよふはまへ式部卿のみこの大
ねのむすめにてあり明石の中宮も拝服にてせ
いそり

侍従

母うちの北方

宮君

母同

ちく宮せ給て後まし母のせうと右馬頭が世
をはしまう中宮にいとそてきこえめし
てはんとりあけひらて一品の宮へまいりて
宮君とゆかしきまひろちかうさしのりてぬを

ちうせう人

一ふ宮 母藤壺院ゝ同女一宮ぞくこまつ殿ゝ

第五女院 母藤壺院ゝ同

養の母ゝ女院ゝ義のいつきよ内侍ゝ御の母ゝ

内院の出服ゝ女三の宮ゝ

夕霧 母葵の上後に右大臣ゝ

養の母ゝ八月ゝ生てやうゝ成ぬ一月母君ゝ

ゝれ給ひぬとゝ一の母ゝ女の殿ゝ女

の母ゝ服てゝ

母の通ゝ入ゝ寮試とゝ年ゝ

文ゆりゝ出仕ゝ年ゝ二月ゝ文章ゝ

補と同年ゝ秋除目ゝ侍従ゝ出

院行幸ゝ時行幸ゝ

胡蝶ゝ義人ゝ参議ゝ宰相 中将めえ

の裏紫ゝ権中納言 歳十九 ゝ

を右 歳 次ゝ年 権大納言ゝ年ゝ

物すゝ 今の白宮ゝ中将ゝ

ゝ右大臣ゝ

ゝ内侍ゝ

薫 右大将 母藤壺院女三宮 ゝ宮ゝ八歳ゝ権大納言

若菜ゝ母ゝ中ゝ六条院ゝつを侍ゝ

住吉院ゝ

ゝ母ゝ白菊

ゝ服して二月十四日ゝ四位侍従と

ゆゝ今年ゝ秋ゝ中将ゝ三位

して宰相よりの中将めえ　行房卿より中納言やと
つまよりの二月の弓絃のよ　りのよ　権大納言大臣の
もとあるうめうつくしさ　仏世のよりひるとしとし
旅業ちる　遠風百歳のかもうりぬへし

明石中宮　母　明石上の通前懺悔寺女

舟とつくしの宮より明石の浦みくしけ　三月十六日　松風
の君より母上より見て京へのりて　大井の桂の里より住
給しと海雲の君をよ二條院へむかへ　奉る紫上
君をより給花の裏紫ゆ　へ　君　君
十四ゆくゑ　ゑ　ゆ　を　ゆ　相撲の女御とゆ
法の君より中宮と　ゑ　ゑ

右衛門督　母　柏木内侍白菊の女　中宮の出仕ちうしの日
中宮の出仕ちうしの日　上巻よりそ

中納言　つと二人のりうの日出仕せし人

源宰相中将　母　三條上皆仕大臣の二女
えい義人が将とつひうと行房の君より三位中将回卷
より宰相　中将出　冷泉院のりより女御より畫人

侍従宰相　母
柏姫より白菊の御腹より宿給し四位侍せし人

以中将　母
妹の六君より白菊の女　ひうと給し　殿
の役ちそまひしひうと　ひうと人

右大弁　のりうの日出仕し一人

権中将　母

右中弁

竹河の巻に正月より所々の御とも所々むら
らの内侍ども召されたまへる人々
四位少将
一品宮の四位なりの内横川の僧都の兄人中文
の四位なり一人
殿人
侍従
竹河の巻正月より内侍のうへ召されたまへる人
妻戸女御 母宰相中将より同
うりう中将の巻より入文
中君 母後仕人類出女

今上 母藤壺女御 女房のうへ のいまうと
明石の巻に二歳とうち申たまへる乃
巻に五歳より侍従の巻に二月より出家若
葉巻に位ありて女の人

女一宮 母下臈
若葉巻より登文
落葉宮 母下臈文衣

六君 母故内侍の督 後雅光の女
一条の文巻に自然々文の中方
今の白文巻
うりう中将の巻より兵部々の文乃兄の三文代加方
より故治部卿の一條文巻にうりう中

院西山の中腹より始まりて河若葉の巻より始
末雅大納言のおんの方は如法書にて後々書
のゝ名残なんはまうしひ給へく後々書の巻より
一条の文めくる巻そめ給ふ巻二品文の法
事思ひ立られし比若葉とあふにとゝまれ
しなり也 小野の二文
……二品内親王 山母文帝の御氏文若葉の女流より始
西山にこの比若葉より源氏のよりてくた
隆院より始まり給ふ巻二品し給六巻流て
海りりくあそひの日御手ふ書りのよう人な
里女房をうつしてあひ給御手の巻より
大ねとせるまふ同巻より品よりるせ給ふ

山門より始まりて河しくもの女三文なり
女四宮
東宮 母い明石の中文六條院の西女
より乳母より始まる同巻より巻より始
二宮 母東文より
白菊々の巻より夕霧九ゝの中君をえてく六條
院のうんてんとやとて西より始情敷巻より武部卿宮
ぬきふ
白兵部卿宮 母東文同 若宮 母宮治文御女中君 宮東より中巻始
白菊々の巻より元服して巻々より始巻の
上の巻より三文地巻ての世の巻より人うの
しくゆひてくりの始しまれんの文め

[illegible]梅の白いと[illegible]

四宮 母更衣腹

夕霧大将殿[illegible]の[illegible]日[illegible]乃
文小白[illegible]人也

五宮 母弘徽殿女御

[illegible]中将の[illegible]賜[illegible]日夕霧の[illegible]
[illegible]一車[illegible]人

中務宮 母[illegible]

[illegible]桐の[illegible]人

常陸宮 母更衣

夕霧の大将乃賜[illegible]日[illegible]
[illegible]人

女一宮 母弘徽殿女御

紫の上[illegible]院の南乃町に[illegible]
[illegible]

女二宮 母藤壺女御 故右大臣女

[illegible]香
[illegible]人

前坊 弘徽殿也小位[illegible]人也

秋好中宮 母六条御息所 故前大臣女

蓼の葉とよ秋文よ立結出第十四みを結くし
よれ位ゆうよ[illegible]く数へうのわ〜せ結
結合よ源氏のわうさめく四へまうて梅壺
うめのくさし女よ中文よ立結出結よ皇太后
文よあ〜せ結ゑ東院思やーうひむとめ
秋の葉とんよ志ゐ結し人こ

• 兵部卿宮

宰相中将 母藤院文

梅ゐ文の葉よ四位侍従と西竹海葉よ三位中
将回葉よ宰相中将めえ

侍従

梅ゐ文の葉よ六条院うちち文の四つひめく

母桂上総忠の母くの女

女宮

ちく文うせ結し後母ようて紅梅の葉で
乃接家人納てゑ[illegible]くしれすゑみもこ結く
物ゐうしゐうへきひももれうる海よい
あくび白葉ゐ文うすび結し人

• 先帝

式部卿宮 母

えい葉ゐくゆくこ女よ武ゐよ四結

落雲女院 母右相撲ようせうる右服の四文人

相撲の文衣ゐうせて後出門の出男ひよ翁まうど
ゐゆくくゐめぐるを世の人乃ゐげるめく

[illegible]

て桐壺の更衣をよう[illegible]まつり給へる藤壺と申す

世前の内侍中[illegible]よいあるねど事のかろ

ぐろしき世給よりうへ女御中務[illegible]

時[illegible]ひくよまつり給へる冷泉院とう

と給ひ桐壺の更衣を光源氏母后とこそて

中宮よりそ給ひ[illegible]れ給へる桜梅桃李よ

二月よりうへを[illegible]給へる道よ入給へ

ケの巻よ太上天皇にぞらうる宣旨く

うて出家をそ[illegible]へらる薄雲の巻よ三月より

ケれ世給ひ幸ひ七母后桐壺ゆくう世給

うやく日の[illegible]

源氏宮母[illegible]ぞ[illegible]下臈の[illegible]

朱雀院[illegible]の[illegible]

うう給院ありう世給へる振う世給へる藤壺ゆ

[illegible]

源中納言母若君朱雀院[illegible]の[illegible]乃試楽よ皇

麗章華[illegible]

えハ兵衛督[illegible]

中将

侍従

民部大輔

以上三人妹の君[illegible]の[illegible]れ給へ附文

文の[illegible]

兵衛督

梅うめの実をよ明ん門の平文実文（まつり給へん
ゝくたまはせめくゝうゑくくのゆくくのくゝ女房給
時に畫書（エカキ）し人たちるゝりい三四年見ゝ
て

贅墨（ヒケクロ）大納上　むらひ服業の上の姫

年ごろ君のゆくゑ尋ねあはせまつりて
しかるべき君のようしをめくるの
世の中をうらめしく見くく様指出ゝ文の
ひまなくまつり給こゝろざしのまゝにしに
相ねてもちげめくゝうきまるあやふなる夫元
の所ゝけるゝ〜もりゝいくゝれ給ひて
ゆくゝ

冷泉院女御　母宮〜

乙女ようゝくまつり給出女御とそゝ〜

紫上　母加持寮大納言女

母よいくゝとれ給ゝれたまれどよりやるゝれて
十くゝりふくゝふ山よりゝと六条院源氏の
中ねゝゝ〜問ゝくゝやまつるい給した
ゝりよの山里みくゝ初のゝ見給ゝのゆゝり
ようゝ人ゝ文のゝつまりゝさゝ新ん法くのゝまひ
てくゝの所ゝ人ゝ世くく給二条院よりゝ人ゝ
て紫十巻ゝて給ゝ年ゝくゝ見ゝの書にやま
ひゝゝゝ人戒ゝくく法ゝ女給ゝ六条院雲
ゝれゝ給ゝ出ゝ世ひゝゝりてゝ人おまゝ

のはじめにかくれ給へるとありしは薨也

其外の事をしるすのみ

● 摂政太政大臣 引入の大臣なり

桐壺の巻に左大臣にて源氏のひきいれせし人

みをつくしの巻に太政大臣になる 摂政 澪標巻三元

かくしの人也 薄雲の巻に正月より世をさる 源氏の

御舅と夕霧の祖父なり

致仕太政大臣 母大宮上天皇同腹の妹三の宮也

桐壺の巻に蔵人少将帯 中将 紅葉

の賀の巻に正四位下 花宴の巻 賢木 葵の巻に三位中

将 須磨の巻に宰相の中将とよばれ [illegible]を

薄雲の巻に権大納言や

かくて此大将を婿にし女は内大臣のちに源氏の

ゆくゑ世の中の事をゆづり給ふ 内大臣 藤の裏葉

に太政大臣 若菜の巻に致仕の表をたてまつりてこもり

給ふ 世を給にまかりし 紅梅によりて源氏の

こころをとり 二条の如くしたまふ

右中弁

[illegible]まゐりてまかりける[illegible]源氏のまへにまゐりし人

まかりくだりけるものかしこまりてまゐりし人

藤大納言

左衛門督

権中納言 母

[illegible]院のはじめてめしつかはれしものなりけり

つかまつることかたき八人の[illegible]

此二人源氏と源氏の[illegible]ひよりまかりし

目のまへのゆくへ引つれまゐり給ひしへの殿の

[illegible]二人は女君なり

葵上 母おなじ宮にて同

相壷殿より源氏よあひて葵の殿より女房の文給と
うゝ行なくうてれ給八月十余日源氏十二元服葵
上十六にて合給

柳木權大納言 母二条左大臣女君 光りうの中ゝゝてかり
ゝ女の殿ゝよりたを女将胡蝶(こてう)の殿ゝよ中将ゝ女のやうゝと
大よ以中将の葉の殿ゝよ桑議(サギ)右兵衛督殿ゝ
中納言(カミ)冬覚二ふの文乃中ゝひゝふれて病ゝ
ぶりなるゝに柳木の殿ゝよ病のうゝに敬うゝ
の大納言よりて行なるゝ世給のぬ光りうゝ柳
とゝひゝ

紅梅大大臣 母髭殿より四
柳より壷ゝ殿上とゆゝうゝ物ゝに弁女御若

葉より以弁紅梅より按察(アンサツ)大納言ゝゝ世作ゝ
大臣よりて大ゝとゝ右ゝ世と亀(ケン)ゝ掩(イフタ)顔のまけ
ぶの日ゝゝふゝゝゝ物ゝひゝ人也

頭中将
藤(トウ)京殿(ケイデン)女御 母右少方の腹
紅梅の殿ゝよ母ゝいゝゝ女ゝ藤京
殿の女御ゝ物の母
中君 母女御ゝよ物
紅梅殿ゝよ女四ゝ殿ゝ柳殿ゝよ彼按察大納言の
紅梅の四ゝゝゝ
大輔(たゆう) 母按察の姫君
紅梅の殿ゝよゝゝ殿上とゆゝうゝ白給ゝ

[illegible]

弘徽殿女御（コキデンノ） 母右馬頭殿

身とづくしの者にて十二にてめくみまうけ給へる

院に女一宮乃ち母と結合し給へり御方

夕霧大将小方 母按察大納言の御方

雲の中くらもよひいく給へられけん

[illegible]や宰相の君も我ごとやとすき

[illegible]や義衆の者にて宰相中将も

[illegible]御方にゆるしまうす

太政大臣 母

藤宰相 母

[illegible]

しゆ三人夕霧に中の[illegible]

[illegible]

左大弁

[illegible]

中将

[illegible]人少将 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

玉磐

四ゐくめのとしか貳よりて義堂へくらゐ奉へて
のちゐうづこのきをうり京へのりて源氏乃大臣さ
つねより給へく六条殿よりしんとうより給へ爰殿より四位
のうえとゐくらゐ樣極よ贈足のたまはるとゆめのこし
附ひこうり給へ小童よひごの國乃たうふのどんうさこ
の人也

附子（トコ）　十八カリノ

義の裏紙ふよせらるよりうまひうまよ

白沢者

母うえもうえ義のうそうとうとたひしん
とり給て女御の御方よりうせ給へたつを

くんうさうこいうりしんもおまつうり燒物をた
きめ爲よとうあ和ありうるひつきをうり於蓋
まうりよやあやくゐ学問者とてうさうさ人とゐ
たうりてゐとせらるよてくとりうてゐさいくとうふこ
ゐうりいと言くやうさあるうとうてとちくゆうぐのぞ
きて又給うし言爰よりうてうり

● 二條大政大臣

朱雀院のてうこの四位ありうりとゐたとゆへ
き梯の者よ大政大臣給へうり給へ頭ゐ者よりせ
給ぬうさうのどめうり而すさ出仏すりおく
大臣とも

大納云

頭弁 母

[illegible]院のこれを[illegible]く後源氏の[illegible]招世の中をそ[illegible]
くゆかされをり法皇林院より三日ぶりて去
文の内のうへ人まうのぼりて白虹日とつゝぬ
きりと編せ[illegible]人まうり

鹿苑殿女御 母

朱雀院中宮の御乃女御次弁の妹

左中弁 母

四位少将 母

[illegible]人源氏中将[illegible]乃月数の内のうるしぬ
[illegible]ふの薄よ人とつきて

[illegible]殿[illegible]人[illegible]出[illegible]

[illegible]人少将

[illegible]の前の家あ[illegible]源氏の[illegible]人
[illegible]のむ[illegible]ばとけせうそこ
[illegible]人[illegible]彩[illegible]の義とひとりもて
いつもて[illegible]守[illegible]めの男[illegible]
[illegible]

弘徽殿太后 朱雀院の母

[illegible]の[illegible]后[illegible]
[illegible]源氏[illegible]

帥宮北方

四君

致仕大臣の北方御ものの中臺八幡大臣三人世

弘徽殿女御のいりうと

朧月夜内侍 母

南殿の桜の宴あり遂てて紫宸の後源氏中将

酔の御ぐれ弘徽殿のかた殿よりぞ人

ろう三乃君わさうもりかた月夜より仏

物ぞなきとて人とゆかりをすゝめ

奏とそ思ふとてうさぐさてうさしひ

給ひめぢいあつぎとよりうて中将別

うあつよ宗の君とばらしやとらひし人

也奏の君ろ宗雀院より出りてえうどゞ殿と

ゆの西桐壺より三月より内侍のつかさ中ゆ若菜紫

より后より源氏大将源ゆ人の御より左づと給しも

世人世人こ二條宮内侍のつかさも

● 右大臣

今上世母方の祖父りう桐壺の巻より右大臣とて

しりぞかの巻より右大臣より髭黒(ヒゲグロ)右大臣より

同巻よりてしりう

髭黒(ヒゲグロ)右大臣 母

宴ぞ南より右大将とゝ梅ぞえより右大将ぞあ葉より

右大臣よりて新帝のりうつうきを御い

里給ふ世給よをうし竹河よりてしりぞ

しりぞ紅葉の巻てしりし人人野路(ノヂ)の大臣

とも今上の御母ぎみ也

兼香殿女御

今上の御母崇賢院の女御ぎみ也えうしの名業定てうり

以中将 母

六條院源氏大将とゝのゝしり時世の中よりぐしてう
き事多しし此恋ひあまりて四位のうこ成ぬ
ねるあくかと母しつうるよつきくもとおう
ぢてうりて結しぬ曉たてぢとのたてよ立く
立て又をりしり人也

北嵯峨院女御

北嵯峨院位の御時の女御桂殿よりてうり

藤中納言 母宰相々文の一女

行方の宮内よりてうの四位のすけ人きうてうり
しり人

右兵衛督 母おうしの四位

ゐるれ上よりうけうこのるんにぐるうこ事衣
もぐこの人元い中納言行川より右兵衛督うり

右大弁 母同

ゐるしゐうるけうこ吐人元い右中弁行川より右
大弁しうり

以中将 母同

元い伯従行川より以中将てうり

真木柱上 母中納言宮尚

若菜巻より巻の名人々のよるうるうるうる世結て

うち紅梅たちたるの梅をたづねしに門うち
うちへとめ給て中門の廊にて対面あり
の内侍のつぼねよりしのびやかに長恋のつ
具して参りぬの文をもちて給しはこの姫君
梅枝はられをもてなしとうとうれゆうしんし
竹川乃君より宮内卿へまいりまゐ二文女二文の
四姫君の方乃内侍乃宰相中将義人か将とも
えつ比公つくちそくしんし
内侍のつぼね　母日
竹川の君より母の内侍乃つぼねのゆりをえて内侍
のつぼねにまゐりやげて内へまいり給竹川より中君とあり

左大臣
藤壺女御
今上主文の四月ばかりまいりまゐりしかの人の
女御より生をとられなりて世の中をきはめく
はりられぬり女二宮ぐりうをとられく
やうりまゐせまゐ竹川のよりてくうり
大殿
源氏大臣
以上二人女御の一腹よりあり
大臣
入道殿ゑ守

えハ近衛中将さりもぐ申ねとさりて懐ゝ寺
よなりしに行さて彼人海のぐゝん申ねく
ゆゞへきれなりの西よさうぐさうゝ今ぐ志とさ
てうしらゆゝしてて明石浦よ舞ひとさるれ
よきり源氏ゝ有る源氏の浦よ志つこ行し比義
のつぎよ申ゝうさて むゝ人ゝ申ゝうよ申ゝう
むをめのさいりひいでうぬ申文のゝうに有よ
生れ給しとうさてこの世よのゝう思ひなくて
うの浦をさりて彼ゝうさ申よりぬゆゝんの入
道といへゝ宮ゝ家ゝ申よさきのゝうぐゝうゝ見こ

明石上 母ハ中務文のむすこ

源氏ゝの浦よ志づこ申ひし比 紫十八ゝうひこめ給

て申文をうめり松風よの浦をきれて彼
へのかりて奉れさとゝうもゝうしぐこ女よ志源院よ
ゝうりて文をのゝうさと変也

按察大納言

源氏の母ゝこ申ゝ桐ゝ大住の申ゝ明石の入道
のゆゞとゝ

桐壺文衣 ハ長所文衣同事也 別

右流位の中間乃文衣光源氏乃市女こ源氏をを
玉ゝく三年とゝふ秋ゝ世給ぬ病申ゝくゝり
てゝゝうゝゝ門を出ゝ申ゝ内葬車に宮有
とゆりうぶ世給ゝ為山へとゝ取三位
よりそゝふ宮有ゝうあゝこの中ゝ

内ゐさ法しき唐揚貴妃のあり方をかり

雲林院律師母

源氏雲林院より続ゐくもせし法文とも語

し人源氏の四ちと

● 大臣

六源御息所

十六ゐく茶湯まいりて狩ぬ中夫をうゆり

十四ゐく弁夫よりとれすりて舟ゐくむとゐ

の舟夫より異して伊勢へくらり給り御書

よりくらり舟とづくりの者より歌文ゐとさ

せ給ゐよりてうぶり給て給ち段七八月ゐ

ゐとうせ給ゐ源氏の思ひ人こ伊勢ゐ物ゐへ

● 大臣

宇治宮小方

宇治女夫二人のくゐをゐ給ゐ方ゐ

ゐ人ひとりゐ中夫とくゐ給ゐ

文

紀伊守 大臣妻の孫

小野の方ゐとい董大ねゐつゐ中ゐり

ゐ人小性ゐくゐ方君ゐゐひくゐ大ねゐ

しゐりゐけくゐ海井ゐひし人也

常陸守少方

宇治の北の方のめいハ昔ハ中将の君とてさぶら
ひしが、北の方うせ給て後、宮にめされて浮舟を
うみしが、手習の君を生みしが、宮のゆるしなきによりて
のちにうき(?)めにあひて、後に常陸守にぐし
てあつまへくだりけり

左中弁

宇治少将母の兄

惟光の子にて宇治の姫君たちにつかへし少将の
母とこの兄なり

弁尼

母柏木右衛門督のめのと也。女三宮の小侍従とひと
つ腹也。かくれなき事にて昔の事をひさうせる
人也。宇治の大姫君うせて後尼になる。さ
るゝひたりえぞけり

● 按察大納言　紅梅中納言とも云なり

右衛佐

もと衛門の子にて、空蝉の弟なり。源氏中将
の方にまゐりし時、童なりしを御供にしてちか
くめしつかはれけるを、源氏須磨にうつらせ給ひし
が、やがてよるよるの世のさわぎにかくてさかえず
つくしらく世のさまかはりて殊の男に具し
て常陸へくだりし空蝉とのかゝり時右衛門
のすけとなり、昔の小君なり

空蝉

ちゝの中納言うせて後伊予介のめとなる。常陸

寺よりぬけくるうしをうるひとりもうこ
の事を京人海のかた問事をきくことを
き後世しるの海内寺（青ノ紀行等）事をしる
をいとしくおもふ後よいとくのことに
入くる六條院よりもそうに着かのるつもり
のんかくさみくるうるふぶとるとる
こうりるまりうぶいうくうにみくうる海
をこめをを海ぬうにをくらあしらぶくらく
ともも

● 書陵文

蓬生女君 かくとはいまとうくに伝ったり
蓬生女君
末摘花の事を源氏よりあの蓬生事をうり

東院よりうこうり萬呂をうくるをうめ
きんくこ末摘花とる

禅師

源氏明石の浦より海給くいまこ蓬生事
給いまうこ給るのは八講よりまりてるさ
よりうこの女君乃りくまりて源氏の事
さ海うこうしくんこ海の事をよくうり

● 右大臣 作イ

この右大臣梅うえよりてまりよりてこ伝

砧廉京殿女御

梅うえよりあえ（まりこ
梅うえ

● 桜家大納言 夕雲の三條のこの事のまこち

桜家大納言

五月五日

山女きよめ五の菖蒲姫まつりてやどくし
まりくさうつくさ梅行く脇のひとめく

参議藤原惟光　母大弐乳母

えいたるまゝとひさ法ゝの御ゝ所ゝ女よ
侍のくしめくたる系たまうけくり梅ごえ宰相
よかり源氏の四月ものれざるしんく

芍薬

山女よ童めくゝ殿上ゆるされくゝ夕雲の左大将
の君と兄弟しい妹の君乃君のちくんく
しめてみをつゝ法ふ四つ梅ごえよ参殿

作めくみざいらくうまれくり薫
つくくもりしんく

藤内侍のもけ

源氏のゆくめ五月雨ふり結しけの薬姫ゝ夕
雲大弐のもひ人苔のうくくの君ゝ内侍
かり高菜ゝり内侍のもけよなく

山河南梨

夕霧よ惟光ゝ兄のうくくり比叡山の法華
堂めくゝ夕くかの上乃罪九日の仏経ゝく
しさ

少将命婦　母惟光三位

夕霧の君ゝ乳くめくりてあけくし結

此大武の戸ぞさしてくるしのまーいさめらるく
とかねの今姫たちくるりをさこそみとのるもひ
しーん

冬河守書 母日
大武戸やーー内こそまるあるとき

参議文関ん

明石乳母 母九流言葉
ちくの宰相はるくるりしんく母をとうせて
後ろろうみくあるへきるぐろうるさこ海り
てんのみとうろろと源氏こうつを結
く明石の内裏(サン)の時ろうひろりてうの御

へろろ法師とぼくしよろてろり伝風よ姫君
よりてのりる

三位中将

夕顔上 母
敦仕大臣以中納ろんのえて時ろうひてあろく
ぎ内侍のうをとうりり面東の和ぐろりり
せーんくぐろうにえてろり後よ夕顔の宿
みく源氏中ねよあんなかぐーの院よりるひ
てねよろうれくるれくあね年十九也

宰相 夕顔の上のおぢ

宰相君

[illegible]の[illegible]の内侍乃うへ[illegible]れ女房[illegible]
院うへ[illegible]ハ人〳〵の[illegible]
[illegible]れし人

● 太宰大弐

源氏[illegible]の浦うへ[illegible]ハ[illegible]の
[illegible]て[illegible]人〳〵

遠江守

菅源氏のはうへ[illegible]人よりてうへ[illegible]
うへ[illegible]の人武乃[illegible]の浦へ[illegible]
し人〳〵

五位武

菅源氏のあひ[illegible]人也[illegible]の人武よりて[illegible]

うへ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]女[illegible]
よりひいでゝ

● 前幡守

若紫よ幡[illegible]のうへ[illegible]

源義清

若紫の[illegible]人めてうへ[illegible]
[illegible]源少納[illegible]
仁[illegible]の日赤
永[illegible]
[illegible]女[illegible]中弁 近江守[illegible]
[illegible]源氏むつ[illegible]義清惟[illegible]
[illegible]
[illegible]人也源氏
の[illegible]の時[illegible]の入道乃

ひとめの事 初後ハいづれとぞ ハ
五節君
ハ女巻よりも言いづれとぞ 時なり 女やうく美
仕をゝべく作ゝしあるべき

伊与守

春院うゝれさせ給ふ後宮殿よりかくなりぬ。宮
殿よりのりの日をようせぬ。空蟬の君はいかゝ

紀伊守

源氏中将中河の内方ゝ〻の家あるゝ。宮殿
のきよ河内守よりの紅葉ゝとゝまくにあり

義人方を招監

源氏のたゞさい院の内裏より流れ出る
河一負をゝうし人也大ゐ殿の前へおも
むき給し時をゝびをりて殿上の礼を
はゝる義人ゝ〻ゝ給へ身をゝぶくし給ふ義
人ゆをいのぜゝ中をゝてゝゝり松風よりよ
ゝ給ふ

義人が将書 西の四方とゝ給ふの巻ゝ

空蟬の君よりゝゝじをめ紀伊守がひとり殿の
妹源氏空蟬のをとめけの歌人ゝ〻ゝ一歌
給し人せを後ゝの歌とひとそゝびい事
のゝゝとゝとゝゝれゝくゝ大ゐの義人が
乃めよなり

●陸奥

えいみらの國うこ後りハ陸奥よたうこ多守
の者ハ中務の者とゆ〻しき人の男へ

義人式部丞

えの書のうこ東海の者よ門の出役ゆて白
ゆ〻しく文へまりうこ人へ

義人太郎監

母方の者よ日蓮大菩の着れゆりよ出て
して出こよるして義人太郎よ申こ

童

母日蓮大菩うこ後りうこ出ひこ多守
の者小出にもむうこ行こ出文づ

ひせ一人

讃岐前司書

源少納言書

以上二人今の小乃方れ服よあこ

少将小方　母方守よ出

ひむこの少将い者の大菩のまこ行こ出ひ
の者よあり出んと申こ多と陸奥守よ申こむ
もめとこて出るじくハへづらこんと
いひきれいこ引こづこはむとめよあり出せり

中宮大夫

明石中文の大夫なり

● 太宰少貳　おうこの君は乳母のゆゑ

姫君四ツ歳なりしごろ病ひ重くして死なんとせし時母もまた病ひにふしてうせぬるかうしおうこの君をよろこばしをりしを年姫君十ぐりみ歳なりしかばとうにもてなしたるとうれしさこそあめるうへに京よりわくなりしかばさうしみどころみいひとりさりけり

次後朱　太郎也

ちうせく後年へくゆいごんとうぐへぐ姫君うしてのちり姫君六條院へまうり給ふのちをゆかりめんぞうれしく思ひよろこ

そうしてあやをもとめ給ふいでうしてうしろ

肩の兵藤太也

次郎

三郎

ひたちのかみよめるをもとめ給ふ

よろれい高人のがんのくるくてぞ

よもり服後國の太史監よりうれて姫君

のまたがうんとうへしへ

姉妹ことと

ちれをつくしよもそつきてのがれ

兵部君

もれし昔のわてうといひき姫君よりて
のちの

●兵部大輔

大輔命婦　母方乳母

門の女房つくく久このひるゐ源氏のはぎ
ぎ
つ〻のゆりみていはきうつくしうらるくや
もさわうるさすぐるよりうるはしの給さ
みどしてつひるうつ給ぎちくのうこうい
もうくて吉陸の式乃姫君よむつひまうら
の文乃まうるとつくさ

●按察大納言

女　母小山傳加妹尼若紫母よりうち
紫上母早世せし人なり

紫の上乃母らくの大納言うちよりうとく
うつき給しかどよりくちく君ものとれ
給しういたく後家尼なりあつい給し程
よ吉ゆ文母びくうしい給しとのりて
小の方やもうしび思つれまうあやるくら

●大臣

藤原殿女御　春院の女御

花散里上

御院の北の方めく源氏にそめ給
へるの御院乃東の北方にゆゑ
夕方の御ぐしやしまひとくしゆくしさ給
ひ給へる東院にうつり給

不入系圖人〻

中務宮

夕方大納言相中将と申し時むすめの姫君にまし
ましし人梅えにそへうつり

上野宮

夢の中納言と申し時女二宮の母中宮と申給
へし日中務宮と殿上人

梅枝右大臣

玉鬘の内侍のかんと申しに明石の姫君ま
いり給べきさまにてもひきまうし人

竹河右大臣

夕方の御ぐし乃内に宰相中将殿人かずにと申し
時むすめとり給し人

右大将

お宮の宮乃日源氏青海波舞給しに出給た
る方とゆりてくらうにさうし人

右大将

若菜の巻にそよやまひにてそなたにしまり
し人

大納言

左衛門督

大納言

中宮大夫

右衛門督

参議修理大夫

兵衛督

まうのぬしよりは朱雀院の勅別當

宇治の網代人の河内ちまちまて人

白ちかの御はよりて宇治の中ぞうて

山道よりうし人

ちれを宇治へまちうし人

不審

ひ二人紅ゆかりよ梅壺ひし人ん

ちのを

ちれうとちうり

新大女御入内参行ち人

源氏松風の巻より松の山荘の日車乃ちりよ及中

将とのうし人

民部卿

太宰大弐

左中弁

左大弁

左中弁

兵人弁

及中将

夕雲のおれ衣服の後あざ名つきて一日付乃侍

とあるよいし人

衣受領茂生より大弐よりてうぞう赤猫衣乃

ちくうとの世ぞの世こと

朱雀院の女三宮乃山乳母のせうと姫宮乃御事

云宮院より院の四ちうさうし人

相愛きよ源氏の四ちうぞうてう後人よりて

し人年へく松風より桂の山荘より御子の殿より松の

人とうひうる人とうり女院内内ちうくう

うちうり

夕雲の世ぞ衣服の後あざ名つきて一日作文の講師

せし人

桂の宮乃日内裏れ出つひてまいりし人松風乃

きよえくうり

日宮より車よのせうまち人松風のきうえく

源中将　二品文の拾遺の者よりはじめ拾遺しる人

源理大夫　源内侍はじめあひしる人

常陸介兼中将　前の右馬の頭のみちのくに系図より少将ゆへ兼任ろ
はじめ常陸介ハ系図の者ハ此とこなり左を中将とあり

左の中将　絵合ノ巻藤壺院ノ女房ノ安侍ノ内侍ノ人絵とて
まいりてはつかひ

中将亮　女三宮の御出家きよ中宮より使せし人

左馬頭　右上天皇の御位乃時殿上人為東の御位乃ふ
めの物ハ

馬頭　りをうの武乃者のまいりて御せうと

式部大輔　文章博士　此ハ三人名書入学問作文よりはじめ人文章
物ハ題者ハ

大内記　名書の中ハ乃者ハ御作文ハ師ハ
とより

民部大輔　うちの中ハ乃文のすぐれたるよりはじめ田とうせうの
人

兵衛式部丞　別院位の御乃ふ兵位文章生也　為和物語乃人宗
なり

兵衛尉清門　野の行幸乃日物ハ文ハ源氏の中ハ乃人
まいりし人

民部丞　源氏乃家人なり

馬助　野ふのつぼ乃日々書ハ中ハ乃ハ書ハ
ひ雲ゆ乃人ハ乃文ハ人也

筑前守

和泉前守

左近衛

右近衛

右大臣殿

大蔵大輔

紀伊守

大輔命婦うまれたる人の乳母げゆうこと
はりの月夜の内侍乃女房中納言の君げうとあ
業乃上よりてうこと
久世乃ゆ乃家人小野へ出ともとうし人
うぢ乃中とものつぼね人

桜察大納言　式乃君　左京園人なり以上
家乃君よりあり
業人乃の家人石山より出せ人白文の君乃人乃
はやうき舟の君よりてうこと
見もち乃の家人とのくらの中ひ乃の君小野乃
まひ乃の中うげきゆふ海こうし人

時方

因幡守

大夫監

小山僧都

横川僧都

小野僧都

護持僧ぐ都

白文の家人文乃の君りうこひ法ーに出きよ
出せ人
はやし文の人時方乃はづこき舟の君ぐて川む
ういよはりせ家乃
筑紫ゆく肥後国の人むづこ乃君乃
きこ人
小山の石ゆ見紫の上乃母の母げ
前雲の女院乃こくこの母げ女院御お家乃日
はづはりこ人
小野のあさゆせこそるこひの君乃門きこう
ー人横川の僧都とも
比泉院の西持僧人きこ乃前の中ゆきこ乃
たうー人法勝僧都とあり

宇治律師

宇治殿の出家師法眼院よりつかはして出家とゝのゝ
指姫よりこゝろと結縁よ律師

小山上人

源氏中将のこゝろにやとこいのりやめて一人

御導師

幼のこゝろに六條院の出仏名の導師

妙法寺別當

ちゝこゝやうにきろ人ちゞのゆゝしのゆゝしの去は
この人よりあこゝろとの法さ

一條法皇所

皇衣ゞゝの皇女也、不審 朱雀院位の出内乃女御彦架 不審

夕貌姫君

の女乃無夕勇よりせ法

桐壺内侍

三位中将女夕典壱よ俄よちぬとゝ十九

三代の出内よりこゝろ人女四宮の内ゆこゝろせ一人

平内侍　侍従内侍　ちゝ二人法合の時梅壺の内方よりせ一人

源内侍

朱院の出内の内侍のちけゝゝの法ちゝ公ちゝゝ
ゝ人年へゝゝ石よりゝ世ゝ中ゝと乃ゝ法ゝ法ゝ
女壱の法源氏よりあ女宮よりあり

女宮女別壱

ゝ原女宮の自書せ一人

大江　大納典侍

法合の時ゝゝき殿の出方

玄宮宣旨

今上玄宮乃時の宣旨内侍のちけとゝ

女院宣旨

朔典乃宮の宣旨源氏よび四ゝ女院の事乃
法ゝ人

翁員命婦

桐壺乃長ゝ世法ゝ法内の出殿ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝれゝ人

弁内侍　絵合の時右方のひいらり（本ノマヽ）

王命婦　藤壺の女房源氏のたゝりり

中将命婦　兵衛命婦　以上二人絵合の時ゝゝ方の方人

少将命婦　絵合の時梅壺の方の極の時ひいらり一人

相模の乳母　明石入道の娘　母（不審）

東屋君　青い中将の妻とゝ以書陵部の書

小宰相君　蓬大将思人明石上の女房

桜察君　同明石の上の女房

弁君　同女房

中納言君　養上の女房源氏ゆゑ思ひて亡なりし母の別乃時ゝ
ゝゝ上思ひしの

中務君　同女房源氏ゆゑ亡なりし段仕方ゆゑ乃中ねるで実し
ひゝゝゝゝゝ生れどもゝゝゝゝてやゝみゝ一人

中将君　ゝゝゝの女房

少輔ゝゝ　同女房六條の君もめけの夜乃曉ゝけたゝ世
いゝれゝ一人、今の平氏アのゝゝと

中将君　六條御息所女房

宰相中将
少将君　　頃は中宮の西のつぼねの女

太近　　夕霧の女房女君つぼねせて後源氏の四方よりさ

少納言君　　紫上のおめのとにて後の御のきよ物ひとりなし人

宰相君　　夕霧の大君乃めのと　養母きさり源氏よりの母君

院の西対乃せんし殿

中務君　　二条院よりの紫上後よ紫上れ乃方よりさりてけり人

弁君　　紫上の女房少納言ゞ女三日のよれもりる推光ゞ

中将君　　まつりつぼねせしとつぼ人

紫の上の女房くらゐ位なく後つぼの年は月

まつりの日ひろ孫ちうあるくもよのぞーやる

さんぶちうしと人

少将君　　未摘の女房行後ゞ地ゞ

侍従　　同

羽ゝ女房桂の里より姫君むすめらまつ付ちうれ

て四車よりうし人ゞとづくしの君よ源氏ゞ花ゞ

ようちうもの別とおしむうぐうぐうし人

女三女房めのとぞとぞうし

侍従君　　宇治女乃女房

宰相君　　初ぎうのたゆ乃中方の女房

大夫君　　夕霧君の文とりつぼ人

中納言君　かれし女房近江君のかし書し人

弁君　むらさきの女房

小侍従　二条院女房柏木のめのと乳母子之
むきぐろ大将乃女房りしのうへふかさえかり給
しよどのかきし女房よくとぐちし人く

中将君　同

按察君　二条院女房源氏にしたしみ給し人

小少将君　一条院の女房人すゝんでふとひし人やまと
のうちがいふうと

右近君　同女房

中納言君　紫上の女房上らせて後かくれなくして中納言君
とねがふりせし人

太夫君　むらさきの姫君ふかうそみのどくせられし時
うらがこの女房

馴云（ナレキ）　同まけぐさ

中将君　同女房藤人かねりしひし人

按察君　かろ大将の女房かりひ人あゝれておきんへとひ
し人

大弐君　宇治の中君乃女房姫君二条院へむかへてまゐら
しつゝせさせめしとひし人

右近衛

同女房大納言の女房中の君乃四位とへられて
一夜日ちのびて後一条院崩御ありてより今くらゐ
ゆきつ侍しげゆくし人

大納言

宇治の中君の女房二条院より出家ゆしくゆし人

少将君

同女房

右近

うきふねの女房　右衛門大夫　右衛門大夫

侍従

同女房姫君三條のしびてあるよりせしよりあるを
へゐておりせしに車乃ちらるれのうし人とを
て後一条院崩御の一条院女房にして仕へ侍りてはさ

弁御許（ヲモト）

同女房名ゝてあぐるれとうひし人

中将君

あてこ

蔡の上乃ちゝ上うれ法て後ありとあきあくめく
うくそめうしうしくぐゝの君よ参り君不審

宰相君

中将君しよりるし

無憂薗後家尼

ちゝのくやーうひしー人橋川の僧都がりうとの
乃尼とうの

小野大尼

萬和弁とのくに尼う母

大武小方

赤橋の右乃母ゝこの中ぐ仕後ゝそのくらぐうし
人ゝ世ゝ君よゝくくう

明石尼

ゝくの中勢の女乃むゝこゝ比明石の浦ゝすゝ
ゝ世ゝとおゝよゝをめぐてのう

小武書

ゝくゝくの君乃めの

大武乳母　源氏の四めのと惟光の命婦のとじ母

右衛乳母　同四めのと右衛門のすけ　統弟寺ゞめよりてゞうち衛命婦ゞ母

大武乳母　三源の上れめのとものくてめよ右位もくせゞ

宰相乳母　ゆぐりの地ぐ乃めのと

こもき　をの戸乃ゆ女房

侍従　同

一人　毎夜の相給よ馬以の指ひきりし人

一人　同巻相殿よ弦を引し人

一人　同相殿よ武部ゞかしひし相士のむすめのごく独の
ゝくしゞくしう人

一人　六条ゝゝりの四ゆびありさの比人ゝさの曉ゝ点あり
時多して打ゝ点ゞゝさいりゞ門ゝゝゝひ入し人

一人　源氏の花ちゝ里へ中ゝせし乃中川のゝうりみてえ
ゝゝ点ゞ所ゝ惟光していゝ世話し不

一人　毎ゞり木の夜乃あよ君ゞ相ゆれゝりゞ一人業のと給ゝ人

三人　胡蝶乃きさらり去の門とさらり舞よのうて行た
てきらりしし人

一人　ゆらゆらの門むしをめ二番の花あるそひよ屋さよりて
てしのぐやわとぞうそうめてそうとうひし人

一人　宇治の中文の女房早蕨よ寄々文へうろひ給し
四車ゝせゝうよ大鉞の去うきてれせよりとひし也
しまもゞかゝしゝさとゝまもれねとひし人

一人　ぐろうふよ一番文門てさゆくるぐくの家よ地れ
やハらゝゝくらそむきてひし人

一人　東屋者よ常陸守女をかれよ蝶ゝちち人

卷之次第

一　桐壺　源氏誕生至十二歳十三四又歳又ゝ以

二　帚木　十六歳文

三　空蝉　同文

四　若紫　自十七歳三月至冬

五　夕顔　同自文至十月

六　紅葉賀　十七十八十月

七　末摘花　十七去十八同

八　葵　自九一至九二歳九歳不足紫上十四又二年事立

九　花宴　十九

十　花散里　九四文

十一　須磨　九文九六

十二　明石　九六三月九七　後京七月

十三　澪標　九七九八

十四　蓬生　十七八文

十五　関屋　九八九月　九九又ゝ以

十二 絵合 廿八
十三 松風 同
十四 薄雲 廿九 廿一
十五 槿 廿二
十六 乙女 廿三 廿四
十七 玉鬘 廿五
初音 廿六 廿月
胡蝶 同三四月
蛍 同夏
常夏 同六月
篝火 同秋
野分 同八月
行幸 廿六十二月 廿七二月
藤袴 廿七八 九月
真木柱 廿九三月
梅枝 廿九四二月
十八 藤裏葉 廿九三月 十月
十九 若菜上 廿九四十 四十一
廿 若菜下 同下 四十三月四十六七 四十二ヨリ四十五ヲ上ハ不又
廿一 柏木 四十八
廿二 横笛 四十九
廿三 鈴虫 五十
廿四 夕霧 五十八月冬
廿五 御法 五十一自春至秋 五十二四月 至十二月
廿六 幻
廿七 雲隠 蓋元服十四 五十九果
紅梅 蓋十九
竹河 蓋十四又 五十九果
宇治十帖
一 橋姫
二 椎本
三 総角
四 早蕨

八 宿木　　六 東屋
七 浮舟　　八 蜻蛉
九 手習　　十 夢浮橋

清少納言作加巻〻名

橋人　景守　八橋　さ〜〜〜
花見　源氏野の上下

古物語名

伊勢　竹取　うつほ　後衣　作者大弐三位紫式部女也
三位　源裏　岩屋　ゆらく〻

位右　濱松　こまゝ　清松物語
ゆゝしの少将物語　清松物語
蘆姑射　唐守
大和　左京滋丞作或ハ花山院製作〻〻

源氏数車事

行成卿　自筆　今世不絶
源元行　卿八本〻〻校合本〻〻
冷泉中納言朝隆本　号黄表紙
婚川左大臣後房本　左府門左大臣女号京極御殿
従一位藤子本　南家桐信

法性寺関白女　唐紙小草子
号尚侍殿女
又條三位後成卿女
京極中納言定家卿　号青表紙
一源氏ハ寛弘始一條院出代より出現して世をうり知るもの
也康和の末播川院御代也
一水原抄　大監物光行作也
一紫式部ハ鷹司殿宮女也和泉式部ハ上東門院より招作也
一式部墓所ハ左雲林院白毫寺南也
一式部極楽院贈僧正より許可とえて天台一心三観の血
脈うけ給
一河海ハ善成公ハ毋波氏忠守朝臣より伝人也
一紫明抄十卷　親行作　光行子　親行法名孝尊
村上皇女
大秋院選り安子　毋九条右丞相女
上東門院　八十七歳　法名清浄光
仁和一　寛平九
市堂関白女　後一条後朱雀二代國母
宇多天皇
昌泰三　延喜十二
延長八
醍醐天皇
三条朱雀也号後院
朱雀院
兼平七　天慶九
村上天皇
天暦十　天徳四　広和三　康保七

冷泉院　安和二

此一冊依桂羌之而望以家中加書寫者也

天文十九季于六月日　　枇葦宋央判

同廿七日一校合

愚案此系圖之人名及註之小書等不審之事不少也蓋以河内本青表紙等之本有差異之故乎且又展轉書寫之誤乎雖然今任而持之一本而強不加私勘考者也追而以正本可改矣